

構造改革特区の第10次提案等に対する政府の対応方針

平成19年2月28日
構造改革特別区域推進本部

平成18年10月2日から31日までの間、構造改革特区に係る第10次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け付け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討し、結論を得た上で、できるだけ速やかに基本方針の別表1に追加する。

規制所管省庁においては、基本方針の別表1に掲げられた規制の特例措置を定める省令の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

3．規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

〔今後の対応方針〕

別表3に掲げられた規制改革事項等については、所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

4．その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1220	仮ナンバー取り付け要件の緩和	道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第26条の6第3項	柔軟化回送運行許可番号標の対象を国内専用船の発着する埠頭に拡大することについて、全国の埠頭で業務を行う回送運行事業者の実態や柔軟化回送運行許可番号標の使用希望等について十分に調査を実施した上で、柔軟化回送運行許可番号標を適確に管理する制度設計について検討を行い、平成19年度中に結論を得て、一定の対象・条件を設けて少なくとも特区において必要な措置を講ずる。	国土交通省

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
984	生活保護指定医療機関等の申請・届出様式の簡素化	生活保護法施行規則(昭和25年5月20日厚生省令第21号)第10条第1項、第10条の2第1項、第14条第2項及び第3項、第15条	生活保護法施行規則に規定される指定医療機関等の申請・届出様式については、自治体等に意見を伺いつつ簡素化に向けた検討を行い、平成18年度末を目途に改正を行う。	平成18年度中	厚生労働省
985	医療機関と介護サービス事業所の施設の共用化	医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第10条、第12条、第15条、第20条 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」 平成11年9月17日付け老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知	医療機関と介護サービス事業所(施設)とを併設する場合において、建物の玄関、階段、エレベーター等については、各施設の患者等に対する治療その他のサービスに支障がないように十分に配慮し、かつ、どちらかの施設の構造物として、管理責任を明確にした上であれば、共用しても差し支えないこととする。	平成19年度中	厚生労働省
986	結核予防法に基づく申請・届出等の経路進達の廃止	結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条 結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の4	結核予防法に基づき結核の医療を担当する指定医療機関の指定を受けようとする場合、指定のための申請書を保健所を経由して都道府県知事に提出しなければならないところ、保健所の経路を不要とする。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成18年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1264	第3種旅行者による地域振興のための募集型企画旅行の可能化	旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2	<p>「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行者が従来の営業保証金及び基準資産額のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられたところ。</p> <p>これを踏まえ、旅行業法施行規則を改正し、第3種旅行者による募集型企画旅行が可能となるよう必要な規定の整備を行うこととする。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年度上半期	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
404 909	障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化	地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2	地方公共団体が障害者支援施設等との間で役務の提供に係る随意契約を締結することを可能にするべく、必要な検討を行う。	平成19年度中に結論	総務省 厚生労働省
505	卒業後も継続して起業活動を行う有望な留学生の在留に係る特例措置(最長180日間)	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第20条 「構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて」 平成16年2月26日付け法務省管 第1181号 法務省入国管理局長通達	優れた起業・経営能力を有する有望な外国人留学生が、卒業後、起業活動を継続するために在留資格「短期滞在」で最長180日間在留できるよう、起業活動の実態を踏まえ、不正な在留を防止する観点も含めて、その実施方法、実施に際し必要となる要件や適用対象の範囲などについて具体的に検討する。	平成19年度中に措置できるよう結論	法務省
1205	既設のバス停の上屋に対する広告物の添加許可	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いについて検討し結論を得る。	平成18年度中に結論	国土交通省